

# おいらせ町総合教育会議

日 時：令和8年1月29日（木）  
午前10時～

場 所：庁議室

## 次 第

1 開 会

2 町長あいさつ

3 議 事 等

- 1) 「おいらせ町教育大綱」に基づく施策の実施状況について
- 2) (仮称) 学校における働き方改革プラン（業務量管理・健康確保措置実施計画）について

4 意 見 交 換

5 閉 会

# おいらせ町総合教育会議 関係者一覧

| 職 名         | 氏 名     | 備 考 |
|-------------|---------|-----|
| 町長          | 成 田 隆   |     |
| 副町長         | 小 向 仁 生 |     |
| 教育長         | 松 林 義 一 |     |
| 教育長職務代理者    | 吉 田 満   |     |
| 教育委員        | 三 村 伸 子 |     |
| 教育委員        | 高 山 久 光 |     |
| 教育委員        | 大 木 元 英 |     |
| (関係課)       |         |     |
| 政策推進課長      | 田 中 貴 重 |     |
| 財政管財課長      | 田 中 淳 也 |     |
| 学務課長        | 福 田 輝 雄 |     |
| 学務課指導室長     | 佐 藤 豊   |     |
| 学務課長補佐      | 石 塚 善 太 |     |
| 社会教育・体育課長   | 三 村 俊 介 |     |
| 社会教育・体育課長補佐 | 川 口 邦 彦 |     |
| 社会教育・体育課長補佐 | 木 村 誠   |     |
| (事務局)       |         |     |
| 総務課 主幹      | 兼 田 敦 史 | 担 当 |

## 【議事１】「おいらせ町教育大綱」に基づく施策の実施状況について

### １）おいらせ町教育大綱

おいらせ町教育大綱は、町の最上位計画として町政の基本的な方向、指針を示す「第２次おいらせ町総合計画」と整合性を図るため、教育関係の基本方針を踏襲することとして、策定しています。

- ・ 計画期間：令和６年度から令和１０年度までの５年間

### ２）おいらせ町教育大綱に定める施策

基本方針である「豊かな心と伝統・文化が薫るまち」に基づき、５つの施策、１９の主な取り組みを掲げています。

### ３）施策の実施状況

５つの施策に基づき、学校教育指導、社会教育行政、社会体育行政の方針と重点（施策）を年度毎に定め、事業を実施しています。

- ・ 学校教育指導            １２の重点            ２９事業
- ・ 社会教育行政            ３の重点施策    １７事業
- ・ 社会体育行政            ３の重点施策    １１事業

実施事業については、各担当課において点検及び評価を行い、成果及び課題・方向性等を洗い出しています。

また、点検及び評価したものは、アドバイザー会議において内容説明を行い、アドバイザーから意見、提言をいただき、まとめたものを、「おいらせ町教育委員会事務の点検・評価に関する報告書」として、公表しています。

## 【議事２】（仮称）学校における働き方改革プラン（業務量管理・健康確保措置実施計画）について

### １）計画策定の経緯

令和７年６月に公布された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」において、学校における働き方改革の一層の推進として、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける改正がなされ、施行期日は、令和８年４月１日となっています。

また、計画の内容及び実施状況については、総合教育会議への報告が義務付けられています。

2) 計画に掲げる事項

- ① 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標
- ② 業務量管理・健康確保措置の内容
- ③ その他業務量管理・健康確保措置の実施に関して必要な事項

3) 計画内容（構成）

- ① 計画の趣旨・現状
- ② 目標
- ③ 計画期間
- ④ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
- ⑤ 関連する取組、今後のフォローアップ

※ 上記は、国で示すひな型に基づくものです。

4) 策定期間

令和8年3月を目指すものです。

**【意見交換】**

## おいらせ町総合教育会議設置要綱

平成27年8月5日

告示第54号

### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、おいらせ町の教育に資するため、おいらせ町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) おいらせ町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) おいらせ町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### (組織)

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

### (招集)

第4条 総合教育会議は、町長が招集し、総務課長が進行する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

### (意見の聴取)

第5条 総合教育会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 総合教育会議の傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

### (議事録の作成及び公表)

第7条 総合教育会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、おいらせ町の公式サイトなどに掲示するよう努めるものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総務課において処理する。ただし、大綱の策定等に関する会議資料の作成については、教育委員会が行うものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この告示は、平成27年8月5日から施行する。

附 則（平成29年12月14日告示第72号）

この告示は、告示の日から施行する。